

1 報告事項

（1）令和8年度こども施策新規事業・拡充事業について 資料1

（2）朝来市こどもまんなか宣言について 資料2

2 審議事項

（1）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の認可及び確認について 資料3

第2回朝来市子ども・子育て会議資料の要旨

1 報告事項

(1) 令和8年度こども施策新規事業・拡充事業について

こどもみらい部所管の令和8年度の新規事業・拡充事業を報告します。

(2) 朝来市こどもまんなか宣言について

「こどもまんなか社会」の実現には、こどもの権利が尊重され、すべてのこどもが自らの将来に夢や希望をもつことのできる社会づくりを、家庭・地域・事業者等の地域社会が一体となって取組を進めていくことが大切であるため、市民や事業者等のみなさまへのメッセージとして、あさごっこフェスタ（令和7年12月開催）で「朝来市こどもまんなか宣言」をしましたので報告します。

2 審議事項

(1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の認可及び確認について

①こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）事業所の認可について

民間保育施設等がこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する場合は、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、市の認可が必要です。市の認可にあたって、同条第4項の規定に基づき、本会議にて意見を伺うものです。

②こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）定員の確認について

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の利用定員を確認する場合は、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、本会議にて意見を伺うものです。